

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回東村山市保育料等審議会				
開催日時	令和元年8月5日(月) 午後6時30分～7時30分				
開催場所	いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 石橋会長、當麻会長職務代理、唐見委員、齊藤委員、小関委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長 【子ども政策課】榎本課長、古田主査、上野主査、青柳主事、神原主事 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、山根係長 ●欠席者： (委員) 川原委員、泉委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 0名
会議次第	1.開会 2.諮問 ・認可保育所等における保育料等の変更について 3.報告事項 (1)入退所時の保育料の取扱いについて (2)認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減について 4.その他 5.閉会				
問い合わせ先	担当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3192)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会 2.諮問 ・認可保育所等における保育料等の変更について 【事務局説明概要】 ・多子負担軽減制度に市独自の補助を行うことによって対象を拡充し、これを東村山市の認可保育所等における保育料等に反映させるものである。 ・現行の多子負担軽減制度は第2子半額、第3子以降は無償という制度であるが、保育所に通う年収約360万円以上の世帯については、きょうだいの数に未就学児のみ算入することとなっているため、同じ3人きょうだいの家庭でも保護者の負担金額が異なる結果となるという課題があった。					

・市が新たに拡充を考える多子負担軽減制度においては、所得制限、きょうだいの年齢制限をなくし、第2子以降のきょうだいが保育所等に通う場合にきょうだいの数に応じて多子負担軽減の対象とすることとしたい。

【委員間討議概要】

・幼稚園については、3歳以上児は無償化の対象であることから今回の多子負担軽減制度の対象でないことが理解できた。

・今回の多子負担軽減の対象は認可保育所等だと認識しているが、認可外保育施設や幼稚園等の保育料の状況についても留意したうえでの検討が必要であるとする。

・東京都の補助制度ではカバーできていない部分を市が重点的に補助していくことが望ましいとする。

・今回の多子負担軽減制度の拡充については、従来と比べて格段の差があり、子育て世帯に対する大きな支援策であると認識した。

・本件については承認し、答申は議論の内容を踏まえたものとする。

3. 報告事項

(1) 入退所時の保育料の取扱いについて

【事務局説明概要】

・国の教育・保育の無償化の開始にあたり、「子ども・子育て支援法」等の改正が行われ、新たに、幼稚園や預かり保育、認可外保育施設などの利用費に対して支給される「子育てのための施設等利用給付」が創設された。

・施設型給付及び保育所等の保育料についても「子育てのための施設等利用給付」と同様に、月途中での入園あるいは退園した場合などに、在園した日数に応じてその月分の計算を行うよう、条例を改める。

・国からもこの対応を行う旨の考え方が示されているところであることから、市の裁量によって対応を決めていくものとは性質が異なり、報告事項とした。

【委員間討議概要】

・幼児教育・保育の無償化に伴う、制度変更と理解した。

(2) 認可外保育施設を利用する保護者への負担軽減について

【事務局説明概要】

・第1回の本審議会でご意見をいただいた後、議会の6月定例会に本制度について審議がなされた。

・その結果、従来、多子負担軽減分として加算していた2千円を第2子に対しては1万5千円に拡充し、基本分と合わせて2万5千円に、第3子以降に対しては3万円に拡充し、基本分と合わせて4万円とした。

・従来はきょうだいとして数える対象に年齢上限があったが、これを撤廃し、きょうだいの数に応じて多子負担軽減の対象とすることとした。

・保育の必要性の認定を受けている方が対象であり、認可保育所等と同様に保育の必要性の認定を要件であり、実施時期は令和元年10月1日からとなっている。

【委員間討議概要】

・認可保育所等の保育施設について、保育でお預かりする児童1人あたりにどのぐらいの費用が掛かっているのか具体的に出したほうが良いと考える。

・前回の本審議会の意見も踏まえられた多子負担軽減の拡充内容だと感じた。

3. その他

・特になし

4. 閉会